

# 告 示

埼玉県告示第二百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社ワイシーシー 代表取締役 土橋武

神奈川県相模原市古淵二丁目十四番二十号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

平成二十四年五月六日